

○「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」新旧対照表

新	旧
<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 (略)</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性 (略)</p> <p>Ⅱ-3-6 利用者の保護等</p> <p>Ⅱ-3-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-6-1-1 利用者保護を図るための留意点 組合は共済募集に当たって利用者保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。</p> <p>(1) 利用者に対して公正な事務処理を行っているか。 <u>共済契約者との取引に当たっては、取引の内容等を共済契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。</u></p> <p>(2) <u>高齢者に対する共済募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに鑑み、内部規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や共済仕組みの特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組やトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済募集方法を具体的に定め、実行しているか。</u> <u>その際の取組としては、例えば、以下のような方法を実施するなどの適切な取組がなされているか。</u></p> <p>① <u>共済募集時に親族等の同席を求める方法。</u></p> <p>② <u>共済募集時に複数の役職員による共済募集を行う方法。</u></p> <p>③ <u>共済契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の共済募集機会を設ける方法。</u></p> <p>④ <u>共済募集を行った者以外の者が共済契約申込の受付後に高齢</u></p>	<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 (略)</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性 (略)</p> <p>Ⅱ-3-6 利用者の保護等</p> <p>Ⅱ-3-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-6-1-1 利用者保護を図るための留意点 組合は共済募集に当たって利用者保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。</p> <p>(1) 利用者に対して公正な事務処理を行っているか。</p> <p>(新設)</p>

者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った共済仕組み内容等であることを確認する方法。

また、高齢者や共済仕組みの特性等を勘案したうえで、共済募集内容の記録（録音、報告書への記録等）・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった適切な取組がなされているか。

これらの高齢者に対する共済募集に係る取組について、取組の適切性等の検証等を行っているか。

(3) (略)

(4) (略)

(2) (略)

(3) (略)